

札幌市民ギャラリーの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年8月2日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年10月11日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

委員長 北村 清彦 北海道大学名誉教授

副委員長 三橋 純予 北海道教育大学岩見沢校アートマネジメント美術研究室教授

委員 今村 恒雄 社会保険労務士

委員 斎藤 歩 公益財団法人北海道演劇財団理事長

委員 松尾 大介 公認会計士・税理士

委員 三部安紀子 特定非営利活動法人北海道国際音楽交流協会（ハイメス）専務理事

委員 木戸 拓史 市民文化局文化部文化振興課長

3 応募団体

1団体（出資団体1団体）

団体名

公益財団法人札幌市芸術文化財団（※現指定管理者）

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

公益財団法人札幌市芸術文化財団 理事長 秋元 克広

札幌市南区芸術の森2丁目75番地

(2) 選定の理由

公益財団法人札幌市芸術文化財団は、札幌市民ギャラリーの管理運営業務における各要求水準を満たし、かつ、札幌市民ギャラリーの選定基準における市民の平等な利用が確保される業務計画を提案している点並びに安定した施設の管理運営を担える健全な組織体制及び財務状況を有している点が特に優れていると評価された。

施設の効用発揮の点では、現指定管理者として、利用者サービスを意識した貸館運営や、他施設と連携した主催事業を行うなど、豊富かつ良好な管理運営実績を有している点が高く評価された。

以上の点から、札幌市民ギャラリーの設置目的を効果的に達成するために、公益財団法人札幌市芸術文化財団は指定管理者の候補として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	5点	4.20点
②施設の効用発揮（※）	85点	71.60点
③安定経営能力	80点	61.41点
④管理経費の縮減	30点	13.00点
合計	200点	150.21点
得点率	—	75.1%

※現指定管理者の『②施設の効用発揮』の得点には、管理運営の評価結果による加点ま

たは減点を含むため、基礎配点を超える場合がある。

(4) 指定期間 令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日の予定

5 その他

令和4年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

市民文化局文化部文化振興課 TEL011-211-2261